

平成 21 年 5 月 25 日現在

研究種目：若手研究(B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18720185
 研究課題名（和文） 中央アジア出土古代ウイグル語税役制度関係文書の歴史学・文献学的研究
 研究課題名（英文） Historical and Philological Study of the Old Uigur Documents Concerning Taxation Systems Unearthed from Central Asia
 研究代表者
 松井 太 (MATSUI DAI)
 弘前大学・人文学部・准教授
 研究者番号：10333709

研究成果の概要：西暦 9～14 世紀に属する中央アジア・新疆地域出土の古代ウイグル語世俗文書のなかから、特に税役制度に関する社会経済文書群を文献学的に解読し、歴史学的考察の基礎となる校訂テキストを準備した。特に、税役徴発を命じる行政文書群については、近日中に英文で資料集として出版する予定である。また、その他の個別の諸種文書（免税特権許可状、契約文書など）を解読校訂しつつ、その歴史的背景となる税役制度の分析を試みた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	1,300,000	0	1,300,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	330,000	3,830,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：ウイグル、中央アジア、税役制度、出土文書、モンゴル、東トルキスタン、敦煌、仏教

1. 研究開始当初の背景

- (1) イスラム化以前（西暦 16 世紀まで）の中央アジア（東トルキスタン、甘粛地方）地域の歴史研究にとって、中央アジア現地から発掘将来された古代ウイグル（古代トルコ）語・モンゴル語・チベット語・漢語文献資料の利用は必要不可欠である。
- (2) このうち、古代ウイグル語文献は、相対としては西暦 9～14 世紀におおむね年代比定される。その中には、多数の社会経済文書すなわち税役制度・土地制度・村落制

度・交易慣習など社会経済史的諸問題に関わる世俗文書類（契約文書・行政命令文書・帳簿・書簡など）が含まれる。これらの古代ウイグル語社会経済文書の分析により、編纂史料中に情報の少ない 9～14 世紀の中央アジア地域の歴史を再構成していくことが可能となる。

- (3) 中央アジア地域出土の漢文文書は、西暦 4～10 世紀の中華王朝・漢人政権の支配制度（均田制・租庸調制など）の施行と運用実態の解明において、大きな役割を果たして

きた。古代ウイグル語文書は、これらの漢文文書に後続する時代（9～14世紀）に属するものであり、両資料群を併せて分析することで、中央アジア地域史の通時的展開を理解し得る。

- (4)同時に、古代ウイグル語文書の過半数はモンゴル帝国時代（13～14世紀）に属する。モンゴル支配下におかれたユーラシア諸地域（中華地域・西アジア・西北ユーラシア）についての歴史研究は、漢文史料・イスラーム史料・ヨーロッパ史料など諸言語の編纂史料の精査を通じて、全世界的に活発化している。古代ウイグル語文書によるモンゴル時代の中央アジア史研究は、これらの研究成果との照合を通じて、モンゴル時代の共時的構造に対する総体的理解に貢献できる。

2. 研究の目的

- (1)歴史上、税役制度は公権力による支配体制の根幹をなし、被支配人民の社会的・経済的生活に大きく影響した。一方、西暦9～14世紀中央アジア地域の税役制度については、未解明の問題が多く残されている。本研究課題は、古代ウイグル語社会経済文書の文献学的解読・歴史学的分析を通じて、西暦9～14世紀中央アジア地域の税役制度を再構成することを目的とした。

- (2)古代ウイグル語社会経済文書は、いわゆる草書体のウイグル文字で筆写されており、その解読はきわめて困難である。従って、歴史学的な分析・利用に先だって、文献学的作業（ウイグル文字テキストのローマ字転写、翻訳、註釈からなる）に基づく信頼できる校訂テキストの提出が必要となる。

- (3)分析に際しては、古代ウイグル語社会経済文書のなかでも、主要な研究対象として以下の2種類の文書群に着目する：

①供出命令文書：公権力の必要に応じて、人民から物件を徴発するための行政命令文書。この文書による徴発は臨時税の性格を有し、また恒常的に賦課される正規税（の一部）に充当されることもあった。

②帳簿類：内容のほとんどは人名・物品名・数量などの単純な情報であり、これまで十分に研究されていない。しかし、歴史学的な視点からは、官府における納税簿・課税対象田土簿・税負担者名簿や、税負担者が作成した支出簿、などに内容分類でき、税役制度関係文書として注目に値する。

これらの文書群のうち、特に①に重点をおいて解読・テキスト校訂を準備する。

- (4)上記の校訂テキストに基づき、古代ウイグル語の税役制度について、①税役名称の確認・抽出、②その性格・内容分類（現物税・現金税・徭役労働などの区別）、③住

民への科徴方法・運用実態、④負担の程度などを解明する。

- (5)上記の作業により、古代ウイグル語文書に基づいて、9～14世紀の中央アジア地域の税役制度を、①中央アジア地域の通時性、②モンゴル時代ユーラシア各地域の同時代性、という2つの視点から世界史的に位置づける。

3. 研究の方法

- (1)これまでに確認し得た86件の供出命令文書について予備的テキスト校訂を行なう。具体的には、既収集の写真複製・画像データに基づいてテキスト転写・翻訳を準備する。また、全世界のウイグル語文献研究者への資料提供という意義を考慮し、翻訳に際しては、日本語訳とともに英訳を準備する。

- (2)校訂作業と並行して、供出命令文書の分類作業を行なう。分類の基準は、①書体、②書式、③年月日記載・登場人物、④印鑑・筆蹟・料紙他の古文書学的特徴、などである。これらの相違は文書の歴史的背景（税役制度の変遷など）に由来すると考えられ、歴史学的分析の基礎作業となる。

- (3)帳簿類については、①既収集の写真複製・画像データによる解読・テキスト校訂、②史料価値のある文書の選別、を並行して進める。

- (4)上記(1)～(3)と並行して、英・独・仏・露・トルコ・中国など、世界各国の研究機関に所蔵される原文書を調査し、正確な解読校訂を期す。

- (5)特に、中国の研究機関では、供出命令文書の調査校訂とあわせ、将来的な研究の展開にむけて所蔵ウイグル語文書の網羅的把握作業も行なう。

4. 研究成果

- (1)研究期間の3年間を通じて、86件の供出命令文書（行政命令文書）のローマ字テキスト転写・和訳については、ほぼ確定させることができた。ただし、一部のロシア所蔵史料については、特に再実見調査を要することが判明した。また、和訳についてはほぼ完成したが、英文への翻訳作業は現在も継続中である。

- (2)上記(1)の作業のなかで、1980年前後に中国・日本で研究された供出命令文書5件について再校訂を行なった。さらに、文書の形態的特徴に着目して、その年代を1330年代以前に比定することに成功した。その成果を英文で投稿し、まもなく刊行予定である【論文①】。

- (3)ウイグル文供出命令文書にみえる未解明の税役関係術語 *käzig* について、これが唐代漢文文書で徭役労働を意味する「番」に

由来すること、すなわちウイグル時代の税役制度に唐代の制度に由来するものがあることは旧稿(松井『東洋学報』79-4, 1998)で論じたが、その内容をさらに増補・改訂することができた。その結果を中国語で発表した【論文⑩】。これにより、中国新疆現地のウイグル語文書所蔵機関・研究者からの反応が期待できる。

- (4) イスタンブール大学図書館に所蔵されながら、これまで研究されていなかったウイグル語文書1件について校訂研究を行ない、本文書がモンゴル帝国時代に土地所有権利を確認するために発行された特許状であることを解明した。土地所有は税役科徴に際しての重要事項であり、今後、税役制度全体に位置づけることが期待できる。また本文書は、これまでの中央アジア出土ウイグル語資料に類例のほとんどない書式をもつことも着目される【論文⑩】。
- (5) イスタンブール大学に写真のみ保管されているウイグル語免税特許状について解読・校訂を行ない、本文書が大元ウルス(いわゆる元朝)ではなくチャガタイ=ウルスの影響下で発行されたことを解明し、中央アジア地域における両勢力の角逐の推移の一端を解明した。この成果は国際学会で報告のうえ【学会発表⑤】、英文・和文で論文化した【論文③, ⑨】。なお、論文発表後に再度イスタンブール大学を訪問調査した結果、本文書と直接に関係する別文書が発見され、免税特権の実態などをより詳細に解明し得ることが判明した。この点は、今後、現地研究者と共同で分析を進める予定である。
- (6) 同様に、イスタンブール大学に写真のみ保管されているウイグル語銀貸借契約文書について、現地研究者と共同で論文を発表した【論文⑧】。これもウイグル人仏教徒の経済活動と徴税制度への対策に関係するものであり、下項(7)における成果を敷衍させる可能性を有する。
- (7) 中国甘肅省敦煌から発見されたモンゴル語文書や石窟寺院銘文を解読校訂の上、新疆=東トルキスタンから甘肅河西に至るウイグル仏教徒の活動を考察した。その結果、東トルキスタン~甘肅に散在するウイグル人仏教徒が、モンゴル帝国から免税特権をはじめとするチベット仏教に接近し、宗教巡礼・商業交易が表裏一体となった活動を展開していたこと、その背景には仏教教団に与えられた免税免役など種々の特権があったことを解明した【論文⑥, ⑦】。

以上(4)(5)(6)(7)は、世界各国のコレクション中のウイグル語文書を博捜する過程で、帳簿類以外にも税役制度に関係する文書が数点発見され、その内容が歴史的・文献学的にも重要であるため、帳簿類

に優先して逐次に解読・校訂を提示しつつ、その歴史的背景について分析したものである。

- (8) 前項(6)(7)に示したように、本研究期間中の古代ウイグル語諸種文書の検討から、税役制度・免税特権の再構成においてはウイグル仏教教団の経済的活動の分析が重要なファクターとなり得ることが判明した。これに関連して、ウイグル仏教教団の交通活動・宗教活動を示す文書や石窟銘文の校訂研究を行なった【論文②, ⑤】。本研究期間では、これらの成果を中央アジア地域の税役制度と直接かつ有機的に結びつけるだけの時間的余裕がなかったが、今後の検討課題とする予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

【雑誌論文】(計11件)

- ① Dai MATSUI, Bezeklik Uigur Administrative Orders Revisited. In: Abdurishid Yakup (ed.), *Festschrift for Professor on Occasion of His 80th Birthday*, 2009 (forthcoming). 【査読無し】
- ② Dai MATSUI, Uigur Manuscripts Related to the Monks Sivšidu and Yaqšidu at “Abita-Cave Temple” of Toyoq. In: *Papers Presented at the 3rd International Congress of Turfan Studies, 19–21 October 2008, Turfan, China* (forthcoming). 【査読無し】
- ③ Dai MATSUI, An Uigur Decree of Tax Exemption in the Name of Duwa-Khan. In: *Papers Presented at the 38th International Congress of Asian and North African Studies, 10–12 September 2007, Ankara, Turkey* (forthcoming). 【査読無し】
- ④ Dai MATSUI, *Dumdadu Mongyol Ulus* “the Middle Mongolian Empire”. In: V. Rybatzki et al. (eds.), *The Early Mongols: Language, Culture and History: Studies in Honor of Igor de Rachewiltz on the Occasion of His 80th Birthday*, Bloomington: Indiana University, 2009, pp. 111-119. 【査読無し】
- ⑤ Dai MATSUI, Revising the Uigur Inscriptions of the Yulin Caves. *Studies on the Inner Asian Languages* 23, 2008, pp. 17-32. 【査読有り】
- ⑥ 松井太「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒」『内陸アジア史研究』23, 内陸アジア史学会, 2008, pp. 25-48. 【査読有り】
- ⑦ Dai MATSUI, A Mongolian Decree from Chaghataid Khanate Discovered at Dunhuang. In: P. Zieme (ed.), *Aspects of Research into Central Asian Buddhism: in Memoriam Kōgi*

Kudara, Turnhout (Belgium), Brepols, 2008, pp. 159-178. 【査読無し】

- ⑧ Osman Fikri SERTKAYA & Dai MATSUI, On a "Silver" Document. In: P. Zieme (ed.), *Aspects of Research into Central Asian Buddhism: in Memoriam Kōgi Kudara*, Turnhout (Belgium), Brepols, 2008, pp. 343-349. 【査読無し】
- ⑨ 松井太「ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺」弘前大学人文学部『人文社会論叢』人文科学篇 19, 2008, pp. 13-25. 【査読無し】
- ⑩ Dai MATSUI, An Uigur Document Preserved in the Library of Istanbul University. *Studies on the Inner Asian Languages* 22, 2007, pp. 61-70. 【査読有り】
- ⑪ 松井太「回鶻語 kǎzig 與高昌回鶻王國稅役制度的淵源」新疆吐魯番地區文物局(編)『吐魯番學研究：第二屆吐魯番學國際學術研討會論文集』上海辭書出版社, 2006, pp. 196-202. 【査読無し】

〔学会発表〕(計6件)

- ① Dai MATSUI, Aspects of the Uigurs' Activities on the Silk Road in the 13th-14th Centuries. 2008年10月31日, Silkroad & Culture of Silla: The 2nd International Symposium on Silla Studies. (Gyoengju Dream Center, 韓国慶州市)
- ② 松井太「俄藏回鶻文『修士奴・藥師奴文書』與吐峪溝的『阿彌陀窟』」2008年10月20日, 第3屆吐魯番學國際學術研討會(新疆吐魯番學研究院・新火州大酒店)
- ③ 松井太「文字文化からみた草原とオアシスの世界」2008年6月27日, 第68回東洋文化講座(学習院大学)
- ④ 松井太「敦煌出土西夏語文獻裏面のウイグル語占ト文書」2008年3月23日, 第8回遼金西夏史研究会大会(東京外国語大学)
- ⑤ Dai MATSUI, An Uigur Decree of Tax Exemption in the Name of Duwa-Khan. 2007年9月12日, The 38th International Congress of Asian and North African Studies (TOBB University of Economics and Techniques, Ankara, Turkey)
- ⑥ 松井太「モンゴル時代東トルキスタン出土文獻研究の動向と課題」2006年4月15日, 国際共同研究「黒水城西夏至元朝社会文書研究」主催国際ワークショップ「内陸アジア史の新史料と展望」(九州大学)

〔図書〕(計1件)

- ① 吉田順一・チメドドルジ(編); 吉田順一・チメドドルジ・井上治・永井匠・船田善之・チョイジ・オヨーンビリグ・ポイン

デルゲル・梅村坦・武内紹人・石濱裕美子・荒川慎太郎・宇野伸浩・磯貝健一・矢島洋一・松井太・武藤慎一(共著)『ハラホト出土モンゴル文書の研究』雄山閣, 2008.3, 410 p., +10 pls. (執筆箇所: pp. 190-197, Nos. 094-102)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

〔その他〕(計6件)

- ① Dai MATSUI (Book Review) Michael C. Brose, *Subjects and Masters: Uyghurs in the Mongol Empire*. *International Journal of Asian Studies* 6-2, 2009 (forthcoming).
- ② Dai MATSUI, Recent Situation and Research Trends of Old Uigur Studies. *Asian Research Trends (New Series)* 4, 2009 (forthcoming).
- ③ 松井太「文字文化からみた草原とオアシスの世界」『東洋文化研究』11, 2009, pp. 455-478.
- ④ 松井太(新刊紹介)「森安孝夫『シルクロードと唐帝国』」『史学雑誌』116-12, 2007, p. 91.
- ⑤ 松井太「第38回国際アジア・北アフリカ研究会議(ICANAS38)・中央アジア史関係」『東方学会報』93, 2007, pp. 15-18.
- ⑥ 松井太(書評)「船田善之著「元代の命令文書の開読について」」『法制史研究』56 (2006), 2007, pp. 273-274.

ウェブサイト:

<http://dmatsui.cocolog-nifty.com/abitaqur/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松井 太 (MATSUI DAI)

弘前大学・人文学部・准教授

研究者番号: 10333709

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者